平成２２年（フ）第４７号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2234番地の２
破産者　森谷　博幸
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２４０号
札幌市厚別区厚別中央１条１丁目３番38―902号
破産者　長谷川竹二郎
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６８号
札幌市南区簾舞４条２丁目14番７号
破産者　勝見　　馥
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６号
岩手県西磐井郡平泉町長島字桜木68番地
破産者　岩渕　一之
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６７号
岩手県西磐井郡平泉町長島字桜木68番地
破産者　岩渕　　清
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第２３８号
長野県上田市上田1862番地９　サンクレスト202号室、破産手続開始決定時の住所長野県上田市常磐城５丁目７番６号
破産者　川上敬三郎
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第２３９号
長野県上田市諏訪形1316番地10
破産者　川上伊佐雄
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第５０号
神奈川県横浜市中区元町１丁目13番地12　元町マリンマンション707号室
破産者　鈴木　志保
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第５１号
東京都練馬区石神井台３丁目20番９―110号
破産者　朝倉　貴臣
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第４１５号
大阪府和泉市池田下町1741番地の１ロイヤルコート302
破産者　野村　晃代
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
大阪府和泉市いぶき野３丁目１番１―204号、前住所大阪府和泉市万町20番地の６
破産者　南出富美雄
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
兵庫県明石市硯町２丁目６番44号、開始決定時の住所兵庫県明石市西新町３丁目２番１号サングレース明石306号室
破産者　森　　直俊
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
奈良市東紀寺町３丁目８番５号
破産者　西田　敬一
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
鳥取県鳥取市気高町下坂本1023番地86　ハイツグレース101、住民票上の住所鳥取県鳥取市気高町上光778番地
破産者　岡田　優也
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５７号
鳥取県鳥取市正蓮寺129番地18
破産者　森川　隆宏
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４号
鳥取県鳥取市秋里950番地の26
破産者　武田　正彦
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
高知県香南市吉川町吉原2887番地８　東浜団地118号室、開始決定時の住所高知県香南市夜須町出口436番地１
破産者　中澤　孝夫
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係